

◆ 第6章 雑則

【委 任】

第23条 1. この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。



◆ こどもの権利キーワード

子どもの権利条約 (1989年国連で採択、1994年日本批准)

世界中のこどもの命とすこやかな成長を守るため、国際機関や世界中の国々が協力し、こどもの持つ権利を定めた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が作られ、全世界でこどもの権利を守っていくことを約束しました。

条約では、こどもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには、大人からの保護や配慮が必要であるため、こどもならではの権利も定めています。

世界中のすべてのこどもについて保障される権利の他に、難民や少数民族のこども、障がいのあるこどもなど、特に配慮が必要なこどもの権利についても定められています。

日本国憲法

国のあり方を定めており、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三原則を柱としています。

日本国憲法では、人が生まれながらに持っている基本的人権を保障しています(第11条)。基本的人権とは、自由に生きることや差別されないこと、健康で文化的な生活を送ることなど、人間らしい生活をする権利のことです。

こども基本法(令和5年4月1日施行)

日本国憲法や、子どもの権利条約の精神にのっとり作られました。こどもや若者一人ひとりが自分らしく幸せに成長でき、暮らしていけるよう、社会全体で支えていくことが大切です。そのような社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。



解説

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めます。